

川口駅東口前大型映像情報装置利用基準

(目的)

第1条 「川口駅東口前大型映像情報装置」(以下「映像情報装置」という。)は、川口商工会議所(以下「本商工会議所」という。)による設置運営のもと、商工業者の広報の促進と市民及び来訪者の利便性の向上に資する情報の発信を通して、新たな都市の賑わいを創出することを目的としています。

(放映日数)

第2条 1年間の放映日数は、350日以上とします。

2 定期点検等により、放映を休止することがあります。

(放映時間)

第3条 1日の放映時間は、午前7時から午後10時までの15時間とします。

(広告料金及び放映回数)

第4条 広告料金及び放映回数は、次の表のとおりとします。

■CM枠(一般広告)

時間	放映回数	広告料(消費税込)			
		1週間(7日間)	1か月(30日間)	6か月(180日)	1年(350日)
15秒	1日52回	82,290円	246,860円	1,234,290円	1,974,860円
30秒	1日52回	144,000円	432,000円	2,160,000円	3,456,000円

2 本商工会議所の会員以外の方の広告料は、第1項に規定する広告料のそれぞれ2倍とします。

3 番組スケジュールは、緊急放送及び生中継番組等により変更することがあります。

4 変更により放映回数が減った場合は、原則として代替放映によって補います。

5 素材は完全パッケージでの持込が原則となりますが、素材作成を必要とする場合は別途料金となります。

(広告申込)

第5条 申込は先着順となります。

2 申込締切日は原則として放映10日前とします。

3 原則、番組スケジュールに関する期日、曜日及び時間等の指定はできません。

(広告料金の請求及び支払)

第6条 広告料金は、当該広告を放映した当月末日に締め、翌月20日までに請求をします。

2 利用者は本商工会議所の請求に基づく広告料金を、請求書発送日から20日以内に指定の銀行口座、又は本商工会議所窓口において納入ください。

3 6か月以上の長期契約者に限って、広告料金の分納(月割り計算)ができます。

(広告の制限)

第7条 ビジョンの健全な運営を図るため、次の事項に抵触する恐れのある場合は、広告内容の変更又は広告をお断りすることがあります。

(1) 公序良俗に反する内容

(2) 犯罪行為に結びつく内容

(3) 第三者の知的所有権を侵害する内容

(4) 第三者の財産、信用、プライバシーを侵害する内容

(5) 第三者の経済的・精神的損害を与える内容、脅迫的・いやがらせ・誹謗中傷・品性を欠く内容、民族的・人種の差別につながる内容、社会的倫理的に問題がある内容

(6) 未成年者に悪影響のある内容

(7) 宗教及び政治に関する内容

(8) 事実を誇張して、視聴者に過大評価される内容

(9) 金融関係法令に認められていない金融業、利殖業に類する内容

(10) その他、本商工会議所が不適切と判断する内容

(損害賠償)

第8条 本商工会議所は、ビジョンの利用により発生した損害の全てに関し、いかなる相手方にも、いかなる場合においても、いかなる責任も負わないものとし、当該損害の賠償義務もないものとします。これは、請求原因が、不法行為、契約、慣習、条理等その他のいかなる理由に基づく場合であっても同様です。

2. 本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用をもって解決し、本商工会議所に損害等の一切の迷惑をかけないものとします。

(サービスの停止等)

第9条 本商工会議所は、以下に該当する場合には、利用者に了承を得ることなく、放映を停止または中止することができるものとします。また、本商工会議所は、次の場合を含むいかなる原因により放映が遅延、中断または中止しても、これに起因する損害について一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

(1) 天災、地震その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合

(2) 映像装置の保守、点検、修理、変更等を定期的にもしくは緊急に行う場合

(3) 設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合

(4) 上記以外の場合で、本商工会議所が本サービスの停止または中止が相当と判断した場合

(その他)

第10条 ビジョンの利用にあたっては、本基準の内容を承諾した上で利用するものとします。

2. 本基準の内容は、本商工会議所により必要に応じて任意に変更されることがあります。

3. 本基準あるいはビジョンから生じる、あるいはそれに関連する一切の紛争あるいはクレームに関しては、本商工会議所の本所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

4. 本規約の準拠法は、日本国法とします。

川口駅東口前大型映像情報装置広告申込書

平成 年 月 日

川口商工会議所 様

代理店名 担当： 電話：

利用基準を承諾し、次のとおり広告を申し込みます。

所在地	□□□-□□□□		
	(TEL FAX)		
(フリガナ) 事業所名			
代表者名		業種	
担当者名		区分	会員 非会員

【広告・放映内容】 *該当項目に○を付けてください。

種類	放映時間	放映単位	ご希望の放映期間	広告料金
CM	15秒	1週間(7日)	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	広告料金
		1か月(30日)		代理店手数料
	30秒	6か月(180日)	週間 ・ か月間	
		1年(350日)		

<<放映内容>>

【映像素材の種類】 *該当項目に○を付けてください。

AVIファイル	WMVファイル	MPEG	画角
		(その他)	対

*商工会議所処理欄

専務理事	事務局長	課長	担当課長	副課長			担当者

経過処理